

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策に要する経費について

令和元年10月1日より、消費税(国・地方)は10%へ引き上げられましたが、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

余市町の令和5年度一般会計予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入) 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分) 262,990 千円

(歳出) 社会保障経費その他社会保障施策に要する経費 2,914,632 千円

(社会保障経費その他社会保障施策に要する経費内訳)

事業名	経費	一般財源	
		千円	地方消費税交付金(社会保障財源化分)千円
社会福祉	障害者福祉事業	847,875	36,648
	高齢者福祉事業	155,738	18,490
	児童・母子福祉事業	683,960	47,312
	その他事業	32,341	4,589
	小計	1,719,914	107,039
社会保険	介護保険事業	364,711	53,283
	国民健康保険事業	206,496	17,987
	小計	571,207	71,270
保健衛生	医療対策事業	534,765	71,055
	疾病予防対策事業	68,692	11,050
	健康増進対策事業	20,054	2,576
	小計	623,511	84,681
合計	2,914,632	262,990	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。